

令和7年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第1回定例会会議録目次

第1号（3月25日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員（10人）	1
欠席議員（なし）	1
説明員出席者	2
議会局職員出席者	2
開 会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第1号 令和7年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計予算を定めることについて	3
議案第2号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の自己啓発等休業に関する条例を制定することについて	3
議案第3号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の配偶者同行休業に関する条例を制定することについて	3
議案第4号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員定数条例の一部を改正することについて	3
議案第5号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正することについて	3
議案第6号 令和6年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第3号）を定めることについて	3
議案第7号 秦野市伊勢原市環境衛生組合監査委員の選任について	3
議提議案第1号 秦野市伊勢原市環境衛生組合議会個人情報保護に関する条例の一部を改正することについて	19
一般質問	20
5番 阿蘇佳一議員	
質問内容 1 災害廃棄物の処理体制について	20
2 火葬需要の高まりについて	20
6番 今野康敏議員	
質問内容 1 本組合の健全経営について	24
閉 会	29

署名議員	3 1
------------	-----

令和7年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第1回定例会会議録

議 事 日 程

令和7年3月25日(火)午前9時30分

秦野市議会議場

第1 会期の決定

第2 議案第1号 令和7年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計予算を定めることについて

第3 議案第2号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の自己啓発等休業に関する条例を制定することについて

第4 議案第3号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の配偶者同行休業に関する条例を制定することについて

第5 議案第4号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員定数条例の一部を改正することについて

第6 議案第5号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正することについて

第7 議案第6号 令和6年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算(第3号)を定めることについて

第8 議案第7号 秦野市伊勢原市環境衛生組合監査委員の選任について

第9 議提議案第1号 秦野市伊勢原市環境衛生組合議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正することについて

第10 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第10 議事日程に同じ

出席議員(10人)

1番	中	村	英	仁	2番	田	中	めぐみ
3番	福	森	真	司	4番	今	井	実
5番	阿	蘇	佳	一	6番	今	野	康 敏
7番	山	田	昌	紀	8番	安	藤	玄 一
9番	長	嶋	一	樹	10番	川	口	薫

欠席議員(なし)

説明員出席者

組 合 長	高 橋 昌 和	秦 野 市 長 環 境 産 業 部	岩 淵 哲 朗
副 組 合 長	萩 原 鉄 也	伊 勢 原 市 長 経 済 環 境 部	大 町 徹
事 務 局 長	内 海 元	秦 野 市 参 事 (兼) 環 境 資 源 対 策 長	鈴 木 大 二 郎
(総 務 課) 総 務 課 長	大 庭 孝 浩		
庶 務 班 主 幹	高 橋 淳	伊 勢 原 市 長 清 掃 リ サ イ ク ル 課	曲 本 浩 一
(施 設 課) 施 設 課 長	小 島 正 之		
はだのクリーン セ ン タ ー 設 備 担 当 課 長	吉 江 正 範		
(工 場) 参 事 (兼) 工 場 長	小 菅 賢 一		
不 燃 ・ 粗 大 施 設 再 整 備 担 当 課 長	関 原 孝 雄		
施 設 管 理 班 主 幹	今 井 裕 之		

議会局職員出席者

議 会 局 長	齋 藤 雄 一
議 事 政 策 課 参 事 (兼) 課 長	上 條 秀 香
課 長 代 理 当 (議 事 担 当)	小 泉 祐 介
議 事 担 当 主	橋 本 茜

午前 9時54分 開 会

○川口 薫議長 ただいまの出席議員は10人全員の出席を得ております。

これより令和7年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第1回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○川口 薫議長 会議録署名議員の指名を行います。

この定例会の会議録署名議員は、会議規則第90条の規定に基づき、議長において今野康敏議員、山田昌紀議員を指名いたします。

日程第1 会期の決定

○川口 薫議長 日程第1 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 議案第1号 令和7年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計予算を定めることについて

～

日程第8 議案第7号 秦野市伊勢原市環境衛生組合監査委員の選任について

○川口 薫議長 次に、日程第2 「議案第1号・令和7年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計予算を定めることについて」から日程第8 「議案第7号・秦野市伊勢原市環境衛生組合監査委員の選任について」まで、以上の7件を一括して議題といたします。

組合長から提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔組合長登壇〕

○高橋昌和組合長 おはようございます。令和7年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第1回定例会に提出をいたしました令和7年度予算案及びその他諸案件を審議いただくに当たり、組合運営について所信の一端を述べさせていただきます。

初めに、昨年を振り返りますと、元日の能登半島地震をはじめ、全国的に地震や豪雨などの多い年

でありましたが、年々自然災害が激甚化、頻発化しており、秦野・伊勢原両市においても土砂崩れや浸水などの被害が発生し、市民生活に大きな影響をもたらしました。

本組合においても、6月の豪雨による伊勢原清掃工場敷地内西側斜面の一部崩落があったほか、台風第10号の影響により栗原一般廃棄物最終処分場斜面の一部崩落があり、防災や減災に対する日頃からの取組や、施設を適切に管理し、ごみ処理施設を安定的に稼働させることの重要性を再認識いたしました。

また、現在の社会経済の情勢を見ますと、物価の上昇が今なお続いており、市民生活や地域の経済活動だけでなく、両市の財政や本組合の事業にも様々な影響を及ぼしています。本組合の主たる財源は、両市民に御負担いただいている分担金でございますので、職員一人一人が強く意識し、緊張感を持った財政運営にも取り組んでいく必要があります。

こうした中、はだのクリーンセンターは稼働から13年目を迎え、焼却炉を構成する機器設備等の更新時期が近づいています。昨年3月に実現した可燃ごみ焼却処理施設の1施設体制下においても、ごみの焼却処理を将来にわたって安定して継続していくため、新年度は基幹的な機器設備の改良、更新に向けた計画策定に取り組み、信頼性の高い設備管理体制の構築を図ってまいります。

また、かねてから課題となっております不燃・粗大ごみ処理施設の再整備については、現在の建屋の一部が建設から50年以上を経過しているため老朽化が著しい状態であり、施設の適切な更新による再整備が喫緊の課題となっております。引き続き、伊勢原市とともに整備候補地の選定を進め、安全かつ安定的なごみ処理体制が確保できるよう、鋭意努めてまいります。

ただいま申し上げました諸課題の解決を含め、本組合が責務とする、ごみ処理と斎場管理の各分野において、引き続き両市と緊密に連携を図り、効率的かつ効果的な事業運営に取り組んでまいります。議員及び両市民の皆様には、御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、本組合の業務の状況及び新年度の主な施策について説明をいたします。

まず、秦野斎場の運営についてです。

秦野斎場は、指定管理者による運営を開始してから本年4月1日で5年目となり、指定期間の最終年度を迎えます。引き続き、来場者に安心して御利用いただけるよう、適正な管理運営に努めるとともに、次期指定管理者の選定に向けた手続を進めてまいります。

また、火葬需要の高まりに伴い、8炉目の火葬炉を令和8年度から供用開始するため、火葬炉増設工事や駐車場の拡張工事を実施いたします。

こうした施設整備に係る財源については、火葬残骨灰売渡料を原資とする施設整備基金を活用し、財政負担の軽減を図ります。

次に、ごみの減量、資源化についてです。

今年度に搬入された可燃ごみについて、本年2月末時点での実績は、前年度の同時期に比べ、マイナス2.6%、量にして1,281.85トンの減少となっております。

また、不燃ごみ及び粗大ごみの搬入状況については、同じく本年2月末時点での実績では、前年度の同時期に比べ、マイナス2.9%、量にして74.16トン減少しております。

今後も循環型社会の実現に向け、有価物の適正な売却などのほか、施設見学等の様々な機会を通じ、両市とともにさらなるごみの減量、資源化を推進してまいります。

次に、はだのクリーンセンターについては、12年間にわたる現在の長期包括運營業務委託が本年4月1日で10年目を迎えます。引き続き、施設の運営事業者と連携しつつ、効率的かつ計画的な管理運営を行ってまいります。

なお、ごみ焼却時に発生する焼却灰については、現在その全てを圏域外の民間施設で資源化处理または埋立処分しております。

今後も焼却灰の最終処分を安定的に継続するため、資源化处理施設や埋立処分施設を分散して確保することで、リスクの回避に努めてまいります。

次に、伊勢原清掃工場については、90t/日焼却施設において、稼働停止後の安全対策を講じましたので、解体するまでの間、県の指導に基づく適正な管理を行ってまいります。

また、不燃・粗大ごみ処理施設では、安定したごみ処理を継続するため、計画的な修繕整備のほか、今年度に行った耐震診断の結果に基づき、補強工事に必要な耐震設計業務を実施します。

このほか、全国的に問題となっている、リチウムイオン電池が原因と思われる火災発生を踏まえ、令和5年度から2か年にわたり実施していた消火設備設置工事が完了いたしました。今後も、より安全かつ安定的な施設の稼働に努めてまいります。

続きまして、栗原一般廃棄物最終処分場については、昨年3月に焼却灰の埋立てを終了していますが、引き続き浸出水の処理を含む施設の適正な維持管理を継続してまいります。

なお、はだのクリーンセンター、伊勢原清掃工場及び栗原一般廃棄物最終処分場では定期的な環境測定を行っておりますが、全ての項目で、法令に定める基準値を下回る結果を得ております。引き続き、維持管理に万全を期し、地域環境の安全確保を図ります。

以上、新年度における組合事業の概要について述べましたが、予算編成に当たっては、秦野市及び伊勢原市からの分担金が歳入の約55%を占めることから、両市の厳しい財政状況を踏まえ、事業の内容や優先度等を精査し、限られた財源の中で最大の成果を上げることができるよう努めたものであります。

引き続き、本定例会に提出した諸案件について説明いたします。

提出案件は、令和7年度予算案、条例の制定が2件、条例の一部改正が2件、令和6年度補正予算案、監査委員人事案の、合わせて7件です。

初めに、「議案第1号・令和7年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計予算を定めることについて」です。

予算総額は、28億4,300万円で、前年度に比べ3億6,000万円、11.2%の減となっております。

それでは、主な歳入予算の内容について説明いたします。

まず、分担金及び負担金は、前年度に比べ22.1%減の15億7,640万4,000円となります。その内訳は、秦野市分が9億6,415万8,000円、伊勢原市分が6億1,224万6,000円で、前年度に比べ、秦野市分が2億6,559万7,000円、伊勢原市分が1億8,125万3,000円、それぞれ減額となっております。

次に、使用料及び手数料でございますが、斎場使用料は、前年度に比べて2.4%減の7,533万7,000円、ごみ処理手数料は、前年度に比べて24.4%増の3億5,874万8,000円、全体では18.8%増の4億3,408万5,000円となります。

次に、繰入金ですが、前年度に比べ12.5%増の4億1,620万円となり、その内訳は、施設整備基金繰入金が5,400万円、減債基金繰入金が3億6,220万円となります。

最後に、諸収入は、前年度に比べ11.1%減の3億4,894万4,000円となり、その内訳には、クリーンセンター売電収入の2億8,400万円、資源化物売却収入の4,434万6,000円、火葬残骨灰売渡料の1,904万2,000円などが含まれています。

引き続き、主な歳出予算の内容について説明いたします。

まず、議会費ですが、341万4,000円の主なものは人件費となります。

次に、総務費ですが、4億2,275万1,000円の主なものは、人件費と基金の積立金、両市へ支払う事務経費等の負担金です。

次に、衛生費は、前年度に比べ14.8%減の17億2,083万5,000円で、その内訳は、斎場費2億705万3,000円、清掃総務費1億5,234万1,000円、工場費4億1,472万5,000円、クリーンセンター費9億4,671万6,000円となります。

このうち斎場費では、秦野斎場の指定管理料に係る委託料9,694万7,000円のほか、令和8年度から供用開始予定の8炉目の火葬炉増設工事と駐車場拡張工事の経費として6,720万円を計上しております。

次に、清掃総務費ですが、主なものは人件費となります。

次に、工場費では、施設の安全かつ安定した稼働に必要な修繕料など需用費として1億2,429万4,000円、施設の維持管理や保全業務のほか、不燃物残渣の最終処分などに係る委託料として2億7,196万8,000円を計上いたしました。

最後に、クリーンセンター費では、はだのクリーンセンターの長期包括運営業務や、焼却灰の運搬資源化処理業務などの委託料として9億3,439万円を計上しております。

歳入歳出予算の詳細は、予算に関する説明書及び予算資料をお配りしておりますので、細部についての説明は省略いたします。

次に、「議案第2号・秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の自己啓発等休業に関する条例を制定することについて」を説明いたします。

本案は、職員の能力開発を促す自己啓発の機会を提供し、その成果を行政運営に還元することを目

的に、地方公務員法第26条の5に基づく自己啓発等休業制度を定めるため、制定するものでございます。

なお、本条例の施行日は、公布の日といたします。

次に、「議案第3号・秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の配偶者同行休業に関する条例を制定することについて」を説明いたします。

本案は、能力の高い人材が配偶者の転勤に伴い離職してしまうことを未然に防止することを目的に、地方公務員法第26条の6に基づく配偶者同行休業制度を定めるため、制定するものです。

なお、本条例の施行日は、公布の日といたします。

次に、「議案第4号・秦野市伊勢原市環境衛生組合職員定数条例の一部を改正することについて」を説明いたします。

本案は、先ほど説明しました議案第2号及び第3号の条例制定に合わせ、職員定数から除外する職員の休業等の条件と、復職時における定数の扱いについて、条文に追加するものです。

なお、本条例の施行日は、公布の日といたします。

次に、「議案第5号・秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正することについて」を説明いたします。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、国家公務員に準じて、仕事と介護の両立支援制度の強化等及び子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡大するため、改正するものです。

なお、本条例の施行日は、本年4月1日といたします。

次に、「議案第6号・令和6年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算(第3号)を定めることについて」を説明いたします。

本案は、歳入予算の財源更正を実施するとともに、歳入歳出それぞれ344万5,000円を追加するものです。

まず、歳入予算の財源更正について説明します。

台風第10号に伴う豪雨により一部崩落した栗原一般廃棄物最終処分場の埋立地斜面について、復旧工事に要した経費に対し、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金が交付されることとなりましたので、国庫支出金の科目を新設し、153万7,000円を追加するとともに、同額の繰越金を減額いたしました。

次に、補正する歳出について、補正予算に関する説明書に沿って説明いたします。

補正する歳出予算のうち、まず施設整備基金積立金ですが、積立財源である火葬残骨灰売渡料が増収となったことから、予算現額を上回る積立てを行うため、117万2,000円を追加するものです。

次に、一般管理事務費ですが、伊勢原市派遣職員の人件費として支払う伊勢原市事務経費負担金が、給与改定等により当初の見込みを上回ることから、227万3,000円を追加するものです。

これらの財源については、繰越金及び諸収入に計上しております火葬残骨灰売渡料により、収支の

均衡を図りました。

これにより、令和 6 年度本組合会計の歳入歳出予算の総額は、32億1,916万円となります。

次に、「議案第 7 号・秦野市伊勢原市環境衛生組合監査委員の選任について」を説明いたします。

本案は、本組合監査委員のうち、識見を有する者として選任しておりました島和俊委員が本年 3 月 31 日付で辞職されますので、後任の委員として宮村慶和氏を選任いたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

以上で、本定例会に提出した案件の説明を終わります。よろしく御審議くださるよう、お願い申し上げます。

〔組合長降壇〕

○川口 薫議長 提案理由の説明は終わりました。

これより審議に入るのですが、議事の整理上、区分して行います。

日程第 2 議案第 1 号 令和 7 年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計予算を定めることについて

○川口 薫議長 まず、日程第 2 「議案第 1 号・令和 7 年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計予算を定めることについて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

通告がございます。

安藤玄一議員。

〔安藤玄一議員登壇〕

○8 番安藤玄一議員 伊勢原市選出の安藤玄一です。議長から発言の許可をいただきましたので、「議案第 1 号・令和 7 年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計予算を定めることについて」質問いたします。

予算書によりますと、歳入予算のうち 1 款分担金及び負担金は 4 億 4,685 万円の減額となっています。そこで、減額の全体的な背景と、両市における分担金負担軽減のために本組合としてどのような取組をなされたのか伺います。

二次質問以降は質問者席にて行いますので、よろしくお願いいたします。

〔安藤玄一議員降壇〕

○川口 薫議長 総務課長。

○大庭孝浩総務課長 最初に、令和 7 年度予算において分担金が減額となった背景でございますが、まず歳出予算では、はだのクリーンセンターにおいて、それぞれ 2 年ごとと 4 年ごとに検査が義務づけられているボイラーとタービンの安全管理審査について共に令和 6 年度に実施したため、その経費分が減額されたことなどから、長期包括運営業務委託料の固定費が前年度から約 2 億 4,000 万円の減額となっております。

さらに、伊勢原清掃工場において、90t/日焼却施設稼働停止後の安全対策事業や粗大ごみ処理施設消火設備設置工事などを令和6年度に実施したため、その経費分が減額されたことなどから、工場費全体で前年度から約1億1,300万円の減額となったことなどが挙げられます。

また、歳入予算におきましては、ごみ処理手数料について、4月1日から料金引上げにより、前年度から約7,000万円の増額となったことなどが影響しております。

次に、分担金負担軽減のための主な取組についてお答えをいたします。

まず、来年度実施予定の臨時的経費に対しまして、活用できる財源を計画的かつ有効的に充用いたしました。例を挙げますと、秦野斎場の火葬炉増設及び駐車場拡張工事の財源といたしまして、県支出金のほか、火葬残骨灰売渡料を原資とする施設整備基金を最大限繰り入れることにより、分担金の負担軽減に努めております。

また、工場費におきましては、長期継続契約の対象となる委託業務について、契約更新に向けて人員や業務の仕様を見直すことで経費抑制に努めました。

さらに、少額ではございますけれども、焼却灰等の圏外搬出先自治体等との事前協議などのために派遣をする職員を減員いたしまして出張旅費の見直しを図ったことや、公用車を買替える際に、今まで実施していなかった買取り業者への売却を計上しております。

以上は一例ではございますけれども、前例に捉われないよう予算編成に努めたところでございます。

以上です。

○川口 薫議長 安藤玄一議員。

○8番安藤玄一議員 ありがとうございます。ただいまの説明によると、ごみ処理手数料等の自主財源が増収する見込みとのことでしたが、いわゆる依存財源の3款県支出金も増加しております。そこで、令和7年度に県補助対象となる事業と補助額の内訳を伺います。

また、同じく歳入予算において、7款諸収入は約4,380万円の減額となっています。この内訳を見ますと、クリーンセンター売電収入が大きく減額していますが、発電量の変動によるものなのか、主要要因を伺います。

さらに、歳出予算についても伺いますが、前年度に比べ全体で3億6,000万円の減額となっております。この内訳を見ますと、3款衛生費のうち工場費とクリーンセンター費の減額が大きく影響していることが分かります。そこで、この主要な減額要因について事業費別に伺います。

以上、3点お願いいたします。

○川口 薫議長 総務課長。

○大庭孝浩総務課長 初めに、歳入予算の3款県支出金に計上いたしました神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金について、その対象事業と補助額を説明いたします。

まず、秦野斎場の火葬炉増設工事と駐車場整備工事でございますが、それぞれ6,000万円と720万円の事業費に対しまして、1,500万円と360万円の補助額となっております。

次に、粗大ごみ処理施設耐震補強工事設計業務委託でございますが、1,180万円の事業費に対し、450万円の補助額となっております。

最後に、次期長期包括運営及び基幹改良工事等検討支援業務委託でございますが、約806万円の事業費に対しまして、403万円の補助額となっております。

4事業合わせた補助額は2,713万円となり、昨年度から1,563万円増額しております。

以上です。

○川口 薫議長 施設課長。

○小島正之施設課長 続きまして、施設課から歳入予算の7款諸収入に含まれるクリーンセンター売電収入と、歳出予算の3款衛生費に含まれるクリーンセンター費について、それぞれ主要な減額要因を御説明いたします。

まず、売電収入につきましては、前年度に比べ5,200万円減の2億8,400万円となりました。同収入は、草木や紙類などの自然由来のごみを焼却して発電したバイオマス分と、それ以外の非バイオマス分に分かれております。このうちバイオマス分は現在国の固定価格買取制度が適用されているため、売電単価に変動はございません。一方、非バイオマス分は毎年度一般競争入札で売電先を選定しますので、電力需要の状況等により、大きく売電単価が変動いたします。令和7年度は、過去実績を踏まえ、売電単価が20%程度下がると見込んだことなどから、年間収入額も減少したものです。

なお、発電量につきましては、はだのクリーンセンターにおける修繕計画や、これに基づく発電日数等により年度間で異なりますが、前年度と比較すると、計画上1%弱の減少にとどまっております。

次に、歳出予算のクリーンセンター費につきましては、前年度に比べ2億8,472万円減の9億4,671万6,000円となりました。この減額要因といたしましては、主に2点ございます。

まず1点目は、はだのクリーンセンター業務運営費に計上した長期包括運營業務委託費です。先ほど総務課長からも説明いたしましたが、同施設の主要設備であるボイラーは2年に1回、蒸気タービンは4年に1回の頻度で、電気事業法に基づく安全管理審査を実施いたします。こうした法定検査を実施する年度におきましては、様々な機器の点検や整備を行いますので、多額の維持補修費がかかります。令和6年度は両設備の検査を同時に行いましたが、令和7年度は自主的な点検作業のみであるため、事業費といたしましては約2億3,900万円の減額となったものでございます。

次に、2点目は、はだのクリーンセンター焼却灰処分委託費です。この事業費には、焼却灰を圏域外の民間施設で資源化处理または埋立処分するための委託料等を計上しております。昨今可燃ごみが減量傾向にあることを踏まえ、令和7年度は焼却灰の発生量が前年度と比べ350トン減の5,740トンになると見込んだことから、約1,200万円の減額となったものです。

私からは以上です。

○川口 薫議長 工場長。

○小菅賢一工場長 最後に、工場から、歳出予算の工場費は前年度に比べ1億1,276万6,000円減額し、

予算額が4億1,472万5,000円となった主要な減額要因3点を御説明いたします。

まず1点目は、令和6年度予算で工事請負費等を計上していた90t/日焼却施設の稼働停止に伴う安全対策のうち煙突封鎖工事や、伊勢原清掃工場経費のうち粗大ごみ処理施設整備事業費の消火設備設置工事など、合わせて約4,500万円の皆減が挙げられます。

次に、2点目、同じく工場経費のうち、施設維持管理費の委託料に計上していた可燃性粗大ごみの圏外搬出経費が、施策の終了に伴い、約4,100万円の皆減となっています。

最後に、3点目、一般廃棄物最終処分場処理経費のうち、施設維持管理費の覆土材購入に係る原材料費、こちらが約2,200万円減額したことなどによるものです。

以上です。

○川口 薫議長 安藤玄一議員。

○8番安藤玄一議員 ありがとうございます。工場費とクリーンセンター費の主要な減額要因は理解しましたが、これらごみ処理施設の管理運営に関する予算の中には、ごみ量によって変動する経費も含まれていると推察いたします。これまで報告を受けてきたとおり、現在可燃ごみと不燃・粗大ごみは共に減少傾向にありますが、その影響を受けて抑えることができた経費としては主にどのようなものが挙げられるのか伺います。

また、先日開催された予算説明会において、粗大ごみ処理施設と栗原最終処分場、共に施設管理委託の長期継続契約を令和7年度に更新すると伺いました。工場費全体としては減額になっていますが、各施設の管理委託費やその業務内容にはどのような変化が生じたか伺います。

最後に、ただいまの答弁では、県補助金の対象事業として粗大ごみ処理施設耐震補強工事設計業務委託費が挙げられていました。先ほどの議員連絡会で受けた報告によると、この事業については、設計が進まない限り、事業の全容が定まらないとのことでした。そこで、耐震工事に係る各業務を具体化するため、令和7年度にどのような取組を進めるのか伺います。

○川口 薫議長 施設課長。

○小島正之施設課長 再度の御質問にお答えいたします。

初めに、施設課から、ごみ量の減少に影響を受けた主な経費のうち、可燃ごみについて御説明いたします。現在、可燃ごみの焼却処理は、はだのクリーンセンター1施設で行っていますので、該当する経費は全て3款衛生費のクリーンセンター費に計上しています。具体的には、長期包括運営業務委託費のうち、焼却処理用の薬剤費など可燃ごみ搬入量に応じた単価契約で締結している変動費と、焼却量によって発生量が変わる焼却灰の圏外処分委託費が挙げられます。

私からは以上です。

○川口 薫議長 工場長。

○小菅賢一工場長 続きまして、工場から、3点の御質問について順次お答えします。

まずは、ごみ量の減少に影響を受けた主な経費のうち、不燃・粗大ごみについてとなります。不燃

・粗大ごみの中間処理及び最終処分に係る経費については、３款衛生費の工場費に計上しています。令和７年度のごみ搬入量は前年度に比べ減少する見込みとなっておりますので、中間処理に伴い発生する不燃物残渣、こちらの圏外処理に係る委託料の予算を抑えることができました。

次に、伊勢原清掃工場の粗大ごみ処理施設と、栗原最終処分場に係る管理委託費や委託内容の変化について御説明いたします。

まず、粗大ごみ処理施設の管理委託については、基本的な業務内容に変化はございませんが、ただいま申し上げた搬入量の減少傾向を踏まえ、運転管理に携わる職員の必要人数を見直ししています。その一方で、労務単価や諸物価が上昇している状況を考慮し、委託料としては約236万円の増額で計上しております。

また、栗原一般廃棄物最終処分場の管理委託については、焼却灰の埋立処分が令和５年度末で終了し、令和６年度は覆土の作業を実施したことから、令和７年度以降は浸出水処理を中心とした業務内容に変わります。そのため、労務単価等は上昇しておりますが、職員数の見直しなどにより、委託料としては約100万円減額できる見込みとなっております。

最後に、粗大ごみ処理施設の耐震工事に係る各業務の具体化に向けた取組について御説明いたします。まず、当初予算に計上しました耐震設計業務委託において、耐震診断の結果に基づき、将来的な施設の稼働計画も考慮した上で補強の度合いの検討を行い、適切な工事の内容を定めます。その上で、工事期間中における機器設備の移設や切り回しの必要などを検討し、工事の内容を具体化します。こうした設計業務を本年11月末までに完了することを見込んでおり、12月の第４回定例会において耐震工事に係る補正予算案を上程し、速やかに着手したいと考えています。

なお、耐震工事中は一時的に通常の処理を行えない期間があるため、不燃・粗大ごみの圏外搬出を実施する予定です。搬出先については、近隣自治体のほか民間事業者も視野に入れて、多様な観点から選定を進めてまいります。

以上となります。

○川口 薫議長 中村英仁議員。

〔中村英仁議員登壇〕

○１番中村英仁議員 秦野市選出の中村英仁です。通告に従いまして、「議案第１号・令和７年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計予算を定めることについて」質疑いたします。

初めに、歳入予算について２点確認いたします。

予算書によりますと、５款繰入金は予算額４億1,620万円で、前年度に比べて4,620万円の増額となっております。この増額は、本組合が設置している各基金の目的に応じた活用によるものと認識しております。そこで、基金ごとの増減額と、令和７年度における繰入額の算定方法を伺います。

次に、予算資料６ページに掲載された分担金の事業別内訳を見ますと、規約の規定に基づく分担金のほか、両市の協定に基づく分担金が存在することが分かります。後者の分担金について、根拠とな

る協定はどのような内容でしょうか。こちらを財源に実施する業務の概要も併せて伺います。

二次質問以降は質問者席から行います。よろしくお願いいたします。

〔中村英仁議員降壇〕

○川口 薫議長 総務課長。

○大庭孝浩総務課長 私からは、基金ごとの繰入金増減額と、令和7年度における繰入額の算定方法を説明いたします。

まず、増減額ですが、令和7年度予算では施設整備基金繰入金と減債基金繰入金を計上しており、施設整備基金繰入金は令和6年度から皆増の5,400万円で、減債基金繰入金は令和6年度から780万円減額の3億6,220万円となっております。なお、職員退職給与準備基金繰入金は、令和6年度に引き続き予算計上はしておりません。

次に、繰入額の算定方法でございますが、まず施設整備基金については、秦野斎場における普通建設事業費や維持補修費に対し、分担金の負担額が1,000万円程度になるよう繰り入れることを基準としております。令和7年度予算では、火葬炉増炉等の工事と斎場設備等の修繕を合わせた8,576万7,000円から県補助金1,860万円を差し引いた残額に対しまして、5,400万円を繰り入れております。

また、減債基金につきましては、組合償還計画に基づき繰入額を算定しておりますが、この計画では、クリーンセンター建設事業債が償還を完了する令和9年度末で基金残高を一旦ゼロ円にすること、また令和7年度から令和9年度までの3年間の償還額のうち、分担金の負担額が平準化されるように繰入額を調整しております。その結果、令和7年度は繰入額が3億6,220万円となっております。

以上です。

○川口 薫議長 施設課長。

○小島正之施設課長 続きまして、施設課から、両市の協定に基づく分担金の協定内容と、この分担金を財源に執行する業務の概要についてお答えいたします。

令和8年度に両市のごみ処理基本計画、及び両市と本組合のごみ処理広域化実施計画を見直すため、この3者間でごみ処理基本計画策定等に関する協定書を締結いたします。主な内容といたしましては、計画の策定に当たり三者で整合を図る事項のほか、事務効率や経済性の観点から関連する委託等を本組合が一括して契約し、その費用を両市5対5で負担することなどを定めたものです。

令和7年度は、各計画における施策検討などに使用する基礎資料を得るため、家庭系可燃ごみの組成分析調査を実施いたします。具体的には、両市それぞれ都市計画上の用途地域に基づき4つのエリアを選定し、ごみ収集場所から集めた可燃ごみの内容物を調べて、季節ごとの割合を算出いたします。こうした組成分析調査に係る委託料を計上したことから、歳入予算においても両市の協定に基づく分担金を計上したものです。

以上です。

○川口 薫議長 中村英仁議員。

○1 番中村英仁議員 御答弁ありがとうございました。

基金につきましては、本組合、ひいては両市の財政負担を軽減するため、引き続き計画的な活用をお願いいたします。

また、両市の協定に基づく分担金については、令和8年度に見直しをするごみ処理広域化実施計画等に係る分析調査の経費に充てるとのことでした。将来にわたり安定的なごみ処理を継続するための基本方針として非常に重要な計画だと思いますので、着実に進めていただくようお願いいたします。

次に、歳出予算について確認いたします。まず、3款衛生費については、清掃費が減額した反面、保健衛生費の斎場費が7,534万円の増額になっております。この主要な要因は秦野斎場の増炉事業によるものかと思いますが、そのほか、近年における斎場使用件数の増加も影響しているのかお伺いいたします。

次に、5款予備費につきましては、前年度に比べ200万円の増額となっております。過去の予算書等を見返しますと、本組合の予備費はこれまで300万円のまま変動なく推移してまいりました。金額は比較的少額かもしれませんが、今回新年度予算で引き上げるようになった理由をお伺いいたします。

以上2点、御答弁をお願いいたします。

○川口 薫議長 施設課長。

○小島正之施設課長 再度の御質問にお答えいたします。

初めに、施設課から、斎場費の増額に対する斎場使用件数増加の影響についてお答えいたします。

斎場使用件数の増加によって上昇する経費としては、通常、火葬炉で使用する白灯油の燃料費が挙げられますが、令和7年度予算においては約80万円の減額となっております。その主な理由は、令和6年度予算におきまして、火葬に伴い消費する分のほか、災害時等に燃料供給を受けられなくなった場合を想定し、備蓄分の購入費を計上していたことなどによるものです。既にこの備蓄分の購入が完了しており、十分な貯留量が確保できているため、令和7年度は火葬に伴う消費分のみを計上いたしました。

なお、御質問のとおり、斎場費は前年度に比べ約7,534万円増額しております。このうち約6,700万円は火葬炉増設事業に伴う工事請負費の増額であり、残りは計画的な修繕整備費の差異などによるものでございます。

以上です。

○川口 薫議長 総務課長。

○大庭孝浩総務課長 私からは、予備費の引上げの理由について説明をいたします。

本組合では、平成30年度を最後に、予備費を必要とする状況ではございませんでしたが、昨年伊勢原清掃工場と栗原一般廃棄物最終処分場におきまして、6月と8月の豪雨により、立て続けに斜面の崩落等の被害が発生いたしましたので、その復旧工事のため、予備費に計上した300万円を全額充用いたしました。

近年、自然災害は頻発化、激甚化の傾向にありますので、今年度の実績を踏まえまして、予備費を500万円に増額をして計上したところでございます。

以上です。

○川口 薫議長 中村英仁議員。

○1番中村英仁議員 御答弁ありがとうございました。歳出予算の増額要因については理解ができました。

最後に、秦野斎場における増炉事業において、7,000万円近い規模の事業費に対する効果の観点からお伺いいたします。先ほどの議員連絡会で報告を受けましたが、秦野斎場における火葬件数と稼働率が共に前年度を上回っております。両市において高齢化が進行し、死亡者数が増加する中、8炉目の増設は重要性が非常に高いと認識しております。そこで、令和7年度に増炉工事が完了した後、秦野斎場では火葬の可能件数がどの程度増加するのでしょうか。

また、近年火葬炉の稼働率は年間平均70%強で推移していたと記憶しておりますけれども、増炉後はどのように推移すると見込んでいるのか、併せてお伺いいたします。

○川口 薫議長 施設課長。

○小島正之施設課長 まず、増炉後における火葬可能件数についてとなりますが、秦野斎場では現在火葬炉7炉体制で、1日最大16件の火葬を行うことができます。年間で考えますと、年明け3が日や友引の休場日を除き約300日ございますので、最大約4,800件となります。これに対し、1日最大18件に増加する予定であることから、年間では600件増の5,400件となります。

次に、稼働率の見込みにつきましては、昨年7月に秦野斎場施設整備基本計画を一部改定した際、令和6年度から令和20年度まで15年間の稼働率を推計いたしました。その結果に基づきまして説明いたします。

御質問のとおり、稼働率の年間平均は、令和4年度以降70%台前半で推移しております。今後も当面の間、死亡者数が増加を続ける見込みとなっておりますので、現状の7炉体制では令和12年度以降に80%を上回ると推計いたしました。

一方、増炉によりまして8炉体制になりますと、令和9年度までは60%台後半で推移し、死亡者数がピークを迎えると予測されている令和18年度であっても70%台前半で抑えられると推計しております。

なお、ただいま申し上げました稼働率の推計は、あくまでも年間平均でございます。例年死亡者数が増加する冬場の時期、特に1月と2月においても、増炉することで、現在の水準に比べ10%程度引き下げられ、いずれの年度も80%台に抑えられると見込んでおります。そのほか、需要が高まる期間におきましては、市内優先予約枠を拡大することで、市民の安定した施設利用が可能となるものと考えております。

以上です。

○川口 薫議長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 討論なしと認めます。

議案第1号を採決いたします。

議案第1号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川口 薫議長 賛成全員であります。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の自己啓発等休業に関する条例を制定すること

○川口 薫議長 次に、日程第3 「議案第2号・秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の自己啓発等休業に関する条例を制定することについて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 討論なしと認めます。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川口 薫議長 賛成全員であります。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の配偶者同行休業に関する条例を制定すること

○川口 薫議長 次に、日程第4 「議案第3号・秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の配偶者同行休業に関する条例を制定することについて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 討論なしと認めます。

議案第３号を採決いたします。

議案第３号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川口 薫議長 賛成全員であります。

したがって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

日程第５ 議案第４号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員定数条例の一部を改正
することについて

○川口 薫議長 次に、日程第５ 「議案第４号・秦野市伊勢原市環境衛生組合職員定数条例の一部を改正することについて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 討論なしと認めます。

議案第４号を採決いたします。

議案第４号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川口 薫議長 賛成全員であります。

したがって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

日程第６ 議案第５号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正することについて

○川口 薫議長 次に、日程第６ 「議案第５号・秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正することについて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 討論なしと認めます。

議案第 5 号を採決いたします。

議案第 5 号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川口 薫議長 賛成全員であります。

したがって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 6 号 令和 6 年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算

(第 3 号) を定めることについて

○川口 薫議長 次に、日程第 7 「議案第 6 号・令和 6 年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算(第 3 号)を定めることについて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 討論なしと認めます。

議案第 6 号を採決いたします。

議案第 6 号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川口 薫議長 賛成全員であります。

したがって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 7 号 秦野市伊勢原市環境衛生組合監査委員の選任について

○川口 薫議長 次に、日程第 8 「議案第 7 号・秦野市伊勢原市環境衛生組合監査委員の選任について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 7 号については、討論を省略し、採決に

入りたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 御異議なしと認めます。

したがって、議案第7号に対する討論を省略することに決定いたしました。

議案第7号を採決いたします。

ただいま議題となっております議案第7号については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 御異議なしと認めます。

したがって、議案第7号については、これに同意することに決定いたしました。

日程第9 議提議案第1号 秦野市伊勢原市環境衛生組合議会個人情報の保護に
関する条例の一部を改正することについて

○川口 薫議長 次に、日程第9 「議提議案第1号・秦野市伊勢原市環境衛生組合議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正することについて」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

今野康敏議員。

〔今野康敏議員登壇〕

○6番今野康敏議員 ただいま議題となりました「議提議案第1号・秦野市伊勢原市環境衛生組合議会 個人情報の保護に関する条例の一部を改正することについて」御説明いたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、条例で引用する同法の条項に移動が生じたことから、条例の一部を改正するとともに、併せて字句の整理を行うものであります。

なお、本条例の施行日は、令和7年4月1日といたします。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

〔今野康敏議員降壇〕

○川口 薫議長 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 討論なしと認めます。

議提議案第 1 号を採決いたします。

議提議案第 1 号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川口 薫議長 賛成全員であります。

したがって、議提議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

日程 10 一般質問

○川口 薫議長 次に、日程第10 「一般質問」を行います。

一般質問は、発言通告一覧表に従い、順次質問を行います。

阿蘇佳一議員。

〔阿蘇佳一議員登壇〕

○5 番阿蘇佳一議員 おはようございます。秦野市選出の阿蘇佳一です。ただいま川口議長から発言の許可をいただきましたので、事前の通告に従い、一般質問いたします。今回は 2 つの観点からお伺いします。

まずは、災害廃棄物の処理体制であります。石川県の能登半島では昨年 1 月に大地震が、そして 9 月には豪雨が発生し、大変な被害を受けました。こうした 2 度にわたる大規模災害により、いまだに避難生活を強いられている方々がいます。組合議会でも継続的に取り上げてきましたが、この場を借りまして、被災者の方々へ改めてお見舞いを申し上げます。

さて、災害時には、避難所や一般家庭から排出された生活ごみに加え、大量の災害廃棄物が発生いたします。私が再三訴えてきましたとおり、本組合の最重要課題はその適正処理であると言えます。一方で、現実的に考えますと、本組合は単独で処理し切れない事態に陥る可能性が非常に高いことは承知しております。そこで、現状どのような処理体制を築いているのか。昨今全国的に大規模災害が頻発し、被害が甚大化していることを踏まえ、改めてお伺いいたします。

次に、火葬需要の高まりについてです。高齢化により、死亡者数が増加し、多死社会が到来していると言われております。両市でもこの傾向が顕在化しつつあることは明らかです。以前の説明によると、秦野斎場では特に冬場の時期において火葬炉の稼働率が上昇しているということでした。そこで、本年度の冬における稼働率はどのようなか、再度お伺いしたいと思います。

二次質問は質問席で行います。

〔阿蘇佳一議員降壇〕

○川口 薫議長 事務局長。

○内海 元事務局長 阿蘇議員の御質問にお答えいたします。

御質問は大きく 2 点ございました。初めに、災害廃棄物の処理体制についてお答えいたします。御質問のとおり、大規模災害により発生する多量の災害廃棄物を本組合単独で処理することは非常に

難しいと考えております。そのため、災害時には、両市のほか、近隣自治体や民間事業者を含めた広域的な連携体制が重要と認識しております。

まず、両市と本組合の連携体制は、平常時と同様、両市が収集、運搬、分別、資源化までを担い、本組合では中間処理から最終処分までを担います。具体的には、両市が仮置場を設置し、災害廃棄物を集積した上で分別を行います。その後、はだのクリーンセンターまたは伊勢原清掃工場で中間処理することになりますが、これら施設の処理能力を上回る場合、広域的な支援を要請する必要が生じます。

近隣自治体については、神奈川県湘南地域県政総合センター管内の自治体と一般廃棄物の処理に関する相互援助協定を締結しています。この協定に基づき、ごみの受入れに係る支援を要請できますが、大規模地震等の近隣一帯に及ぶ災害時は県内での相互援助が難しい状況も想定されます。そこで、県外を拠点とする民間廃棄物処理事業者2者と災害廃棄物等の処理に関する基本協定を締結しています。こうした各種協定を活用しても対応できない規模の災害時は、県あるいは国からの支援を受けることになります。

次に、火葬需要の高まりについてお答えいたします。御質問のとおり、例年冬期は死亡者数が増加することから、年間を通して最も火葬炉の稼働率が上昇いたします。特に年明け3日などで休場日が多い1月から2月にかけては、非常に高水準で推移します。今年度の実績としては、1月の稼働率が初めて100%に達し、2月も97%と過去最高水準を記録いたしました。こうした火葬需要の高まりに対応するため、これまで報告してきましたとおり、令和7年度に火葬炉増設工事を実施し、令和8年度からは8炉体制での運営を開始する予定でございます。

以上です。

○川口 薫議長 阿蘇佳一議員。

○5番阿蘇佳一議員 答弁ありがとうございます。ただいまの説明によりますと、近隣自治体だけでなく、民間事業者との協定も活用して、災害廃棄物の処理に当たるとのことでした。言うまでもなく、災害時は初動が肝心となりますので、対応の迅速化に向け、協定の締結は意義が深いと言えます。

また、答弁でも触れていましたが、大規模災害時には近隣一帯も同様に被災をする可能性が高いと思われます。したがって、特に民間事業者との協定は重要であると認識しております。そこで、民間事業者と締結をしている災害廃棄物の処理協定について内容をお伺いします。

○川口 薫議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

御質問は、民間事業者と締結している災害廃棄物の処理協定についてでございます。本組合では、県外にごみ処理施設を有する民間廃棄物処理事業者2者と、災害廃棄物等の処理に関する基本協定を締結しております。

1件目は、東北地方に拠点を有する事業者との協定です。平成31年3月に、神奈川県湘南地域県

政総合センター管内の自治体と共同で締結いたしました。内容としては、災害により通常の処理体制を維持できない場合において、災害廃棄物や焼却灰等の収集、運搬、処理などに対し、事業者へ支援を要請できるものとなっています。

2件目は、近畿地方に拠点を有する事業者との協定です。令和2年11月に、秦野・伊勢原両市と本組合を含めた4者間で締結いたしました。1件目と同様、災害廃棄物の収集、運搬、処理のほか、両市における災害廃棄物等処理計画の見直しなどに対し、幅広い支援を受けることができる内容となっております。

以上でございます。

○川口 薫議長 阿蘇佳一議員。

○5番阿蘇佳一議員 民間事業者との協定内容については、理解をいたしました。日頃から協定先とのつながりを深めていくことで、災害廃棄物の適正処理に向けた備えを万全にしていだきたいと思っています。

さて、火葬需要の高まりについて再質問いたします。一次質問の答弁によると、冬の時期の稼働率が過去最高を記録したとのことでした。そうなりますと、懸念されるのが、都市圏を中心に問題になっている火葬待ちです。以前の説明では、秦野斎場において長期にわたる火葬待ちは確認されていないとのことでしたが、稼働率の現状からは予断を許さない状況と言えます。そこで、両市内の死亡者が秦野斎場で火葬されるまでにはどの程度の日数を要しているのか、現状に対する分析をお伺いいたします。

○川口 薫議長 事務局長。

○内海 元事務局長 御質問の、両市内の死亡者が火葬されるまでの日数に対する分析についてお答えいたします。

まず、今年度4月から2月までの実績としては、死亡日の翌日を1日目として計算をすると、秦野斎場で火葬を執り行った両市内の死亡者のうち、約50%の御遺体が3日から5日の間で火葬されています。一方、火葬需要が高まる1月から2月までに絞って集計すると6日から8日の間となり、現時点の年間平均に比べ、冬期は3日程度日数が延びている状況です。

この要因について複数の葬祭事業者へ聞き取りしたところ、通常、火葬日を決める前に葬儀会場や住職等の手配を行います。冬期はなかなか調整できないという実情があるようです。そのため秦野斎場の予約までに時間を要し、結果として火葬日が先になってしまうという場合もあると伺っています。また、市内優先枠を設定している昼頃の時間帯は、利用希望が集中することから、早期に予約が埋まる傾向にあります。そのため、近い日程で空きがあったとしても、希望する時間帯で火葬することを優先される方が多いのではないかと分析をしております。

以上でございます。

○川口 薫議長 阿蘇佳一議員。

○5番阿蘇佳一議員 亡くなられてから火葬までの日数が長くなるには外的要因もあるとのことでしたが、御遺族の心情をおもんばかると、こうした状況は可能な限り改善しなくてはなりません。そのため、効果的な対応策として火葬炉の増設には期待を寄せるところであります。

そこで、来年度に取り組む増炉事業について、具体的なスケジュールをお聞きしたいと思います。

また、増炉工事に際しては、火葬が一時的に行えなくなるなど利用者への影響が生じないのか、併せてお伺いいたします。

○川口 薫議長 事務局長。

○内海 元事務局長 御質問の増炉事業のスケジュールと、工事による利用者への影響についてお答えいたします。

増炉事業については、2件の工事を実施いたします。まず1件目は、8炉目に当たる火葬炉の増設工事です。こちらは、本年5月頃までに火葬炉メーカーと1者特命随意契約を締結して、8号炉の発注を行います。火葬炉の製作は県外の工場で行われることになり、相応の時間を要するため、秦野斎場に納入されるのは来年2月頃を予定しています。据付け作業は休場日の友引の日に行いますので、試験運転が順調に進めば利用者への影響は生じないと見込んでおります。

次に、2件目は、秦野市墓地等の経営の許可等に関する条例に基づき、火葬炉数に応じて駐車区画を拡張する駐車場整備工事です。こちらは、本年8月頃までに一般競争入札で施工業者を選定し、10月から11月頃にかけて駐車場の拡張や植栽等の整備を行います。工事期間中は敷地西側の一部区画のみ立入りを制限しますが、駐車場利用に当たり支障はないと見込んでいます。

本組合といたしましては、計画的に増炉事業を進め、火葬需要の高まりに応じた安定的な斎場運営を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川口 薫議長 阿蘇佳一議員。

○5番阿蘇佳一議員 結びといたしますけれども、昨今テレビをつけると、山火事を含めて、様々なところで災害が起こっております。その中で、再建をするためにはごみ処理というのがとても大切だと思います。もちろん災害はいつ起こるか分からない、またどの程度の規模になるか分からないものです。最悪の状況を考えて、ごみ処理に対する対策を、両市の市長はじめ十分に頑張ってつくられておりますけれども、災害ですから、なかなか計画どおりいかないということを前提に、備えをしっかりとやっていただきたいと思います。

それから、私の友人が横浜で亡くなった際は、火葬まで10日以上時間がかかりました。そういう中で親族が大変つらい思いをしているところを身近に見て、亡くなった方の最後の尊厳を守っていただいて、しっかり送っていただく体制をつくっていただきたいと思いますということを重ねてお願いして、終わります。ありがとうございます。

○川口 薫議長 以上で阿蘇佳一議員の一般質問を終わります。

今野康敏議員。

〔今野康敏議員登壇〕

○6番今野康敏議員 伊勢原市選出の今野康敏です。議長より発言の許可をいただきましたので、事前の通告に従い、一般質問いたします。

今回は、本組合が公表している財務諸表を手がかりとして、組合の健全経営の確保という視点から、財務諸表の活用や地方債の状況、自主財源の確保などについて順次お伺いいたします。

まず1点目は、財務諸表の活用についてです。平成18年5月に行政改革推進法が成立したのを契機に、地方の資産や債務管理の一環として新地方公会計制度の整備が位置づけられ、平成27年1月には、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が国から示されております。これを受け、本組合でも国が定めた統一的な基準に基づき財務諸表を作成し、公表しております。

財務諸表とは、企業や団体の活動を金銭的な数字で体现、表現したものでありますが、民間企業とは異なり、住民の福祉の増進を目的とする地方公共団体ではその効果を算定しにくいといった課題もあります。ただ、財務諸表を分析することで、地方公共団体の抱える課題を明確にすることができると考えております。そこで、本組合では財務諸表をどのように活用されているのかお伺いいたします。

さらに、地方公会計の財務諸表のうち、行政コスト計算書の内容についてお伺いいたします。具体的には、行政コスト計算書の純行政コストが、前年までのプラスから転じまして、令和元年度決算から現時点で公表されている令和4年度までマイナスに転じております。具体的な金額では令和元年度がマイナス1億5,324万462円、令和2年度がマイナス2億5,696万7,541円、令和3年度がマイナス3億3,760万5,209円、令和4年度がマイナス4億5,148万6,238円で、この4年間で合計しますとマイナス11億9,929万9,450円になります。これは、一般的には、経常収益が経常費用を上回っていることを表しております。行政活動の本来の目的は収益を得ることではないため、このような状況が持続的に発生する場合は、財務の健全性や会計の特殊事情について慎重に分析する必要があります。そこで、純行政コストの数値をどのように分析しているのかお伺いいたします。

以上を壇上からとしまして、二次質問以降につきましては質問者席から行いますので、よろしくお願い申し上げます。

〔今野康敏議員降壇〕

○川口 薫議長 事務局長。

○内海 元事務局長 今野議員の御質問にお答えいたします。

御質問は、本組合における財務諸表の活用及び行政コスト計算書における純行政コストの数値についてでございます。

まず、御質問の1点目、本組合における財務諸表の活用についてお答えいたします。本組合では、国が示した統一的な基準に基づき、平成28年度決算の財務諸表を平成30年に初めて公開しました。平

成29年度以降の財務諸表についてもホームページで順次公開しており、減価償却費などのコスト、資産や負債といったストック情報等を確認することができます。この情報は本組合の財務状況を把握するための貴重な情報であり、これまで蓄積してきたデータを基に、資産、負債、純資産等がどのように変化しているのか、その状況把握などを行ってまいりました。

しかしながら、本組合は他の自治体と比較しても事業範囲が狭く、また保有する主な資産は、はだのクリーンセンター、伊勢原清掃工場、秦野斎場に係る建物、土地、設備等であり、種類が限定され、かつ数も少ないことから、財務諸表を資産や負債の状況把握で活用する以上に有効的に活用することが難しいのが現状です。現在国においても地方公会計のあり方について様々な議論がされていますので、国や他自治体の動向把握などを行いながら、活用方法について研究していきたいと考えています。

次に、2点目、行政コスト計算書における純行政コストの数値についてですが、純行政コストは、経常費用から経常収益を差し引いた額に、臨時損失と臨時利益を反映した額となっております。この行政コスト計算書の経常収益には両市からの分担金が含まれており、分担金の一部は地方債の償還元金の返済に充てられていますが、経常費用には償還元金が含まれておりません。そのため、基本的に経常収益が経常費用よりも大きくなります。加えて、経年により工作物等の減価償却費が令和元年度に大幅に減額したことから、令和元年度を境に経常費用全体も大きく減額しています。このような背景から経常収益が経常費用を上回り、純行政コストがマイナスとなる状況が続いていますが、両市からの分担金の一部を地方債償還元金の返済に充てていること及び減価償却費が大幅に下落したという本組合の特有の事情から生じる現象ですので、財務の健全性について問題がある状態ではないと考えております。

以上でございます。

○川口 薫議長 今野康敏議員。

○6 番今野康敏議員 御答弁ありがとうございました。本組合での財務諸表の活用状況や、今具体的に説明がありました純行政コストの分析について理解いたしました。

本組合の事業規模や事業範囲などを考えますと、活用の難しさは理解することができます。ただ、財務諸表は作成することが目的ではなく、経営マネジメントのツールとして活用し、現実的な改善につなげていくことが重要であることを肝に銘じていただきたいと思います。

続きまして、令和5年3月31日現在の財務諸表の貸借対照表であります。固定負債として地方債が29億8,249万6,263円、流動負債として1年以内の償還予定の地方債が6億7,283万8,511円ございますが、有形固定資産は74億7,673万1,872円となっております。これを基に、現在保有しています固定資産に対して将来世代が負担すべき割合である社会資本等形成の世代間負担比率を計算しますと、48.88%となっております。一般的には自治体の標準と言われている割合は15%から40%となっておりますので、将来世代の負担が非常に大きいことが分かります。

組合の性質上、自主財源が少なく、歳入の約55%を両市からの分担金で賄わなくてはならないこと

から、ごみ処理施設や斎場という規模の大きな施設を建設するには、その費用の多くを地方債として金融機関等から借入れをしなければならない状況だと思います。組合は保有資産が少なく、老朽化が進んでいる施設や設備もあり、クリーンセンター建設で借り入れた地方債が返済期間中ということもありますので、現時点において保有資産額に対し負債額の割合が大きくなることはやむを得ないことも理解できます。ただ、組合を健全に経営していくためには、債務をいかに少なくするかという視点は欠かせません。

つきましては、現在組合の地方債はどこから、どのような条件で借りているのか、また、より利率の低い金融機関等に借換えはできないのかお伺いいたします。

○川口 薫議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

まず、御質問の1点目、本組合の地方債の借入先と借用条件についてでございます。本組合の地方債は、はだのクリーンセンターの建設と秦野斎場の増築改修をする際に借り入れたクリーンセンター建設事業債及び斎場更新事業債の2種類となっております。

最初に、クリーンセンター建設事業債ですが、財務省による財政融資資金及び神奈川県各市町村振興資金貸付金が借入先となっており、平成21年度から平成24年度にかけて合計56億5,940万円を起債しております。最高金利は年1.4%、最低金利は年0.6%となっております。

次に、斎場更新事業債ですが、神奈川県各市町村振興資金貸付金のほか、神奈川県各市町村職員共済組合や市町村振興協会による銀行等引受資金が借入先となっており、平成28年度から平成30年度にかけて合計18億1,760万円を起債しています。最高金利は年0.17%、最低金利は年0.01%となっております。

いずれも起債時点で調査・検討した上で、最も有利である財務省の財政融資資金を最優先に借り入れてまいりました。

続いて、2点目、地方債の借換えについてですが、先ほどの借入先4者のうち神奈川県各市町村振興協会は、建物等が消滅した場合を除き、他の地方債に借り換えるために必要な繰上償還を認めておりません。残り3者は、制度上、繰上償還しても、将来の利息分は全額支払わなければならないことになっています。そのため、仮に現在の市中銀行の金利が本組合で借りている地方債の金利よりも低かったとしても利息負担の軽減にはならず、借換えにメリットがないことから、実施する予定はありません。

○川口 薫議長 今野康敏議員。

○6番今野康敏議員 御答弁ありがとうございました。ただいまの説明で、組合が起債するに当たっての考え方、また地方債の状況を理解することができました。両市市民の将来世代の負担軽減のために、起債の際にはよく調査・検討した上で、今後も最良の方法を選択していただきたいと思います。

さて、健全経営を目指すには借金を少なくすることも重要であります。歳入をいかに増やすかという観点も非常に重要だと考えております。本年4月1日からごみ処理手数料の値上げが始まります

が、令和7年度の本組合会計への影響額の試算と、家計への影響はどのようなかお伺いいたします。

もう一点お伺いいたします。はだのクリーンセンターでは、施設で発生した熱エネルギーを名水はだの富士見の湯に供給していますが、組合には熱エネルギー供給による収益はあるのかお伺いいたします。

○川口 薫議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

まず初めに、御質問の1点目、本年4月1日からのごみ処理手数料の値上げに係る本組合会計と家計への影響についてですが、本組合では令和5年第4回定例会において条例改正を行い、本年4月1日からごみ処理手数料を10キロ当たり220円から290円に値上げすることについて御承認をいただいているところでございます。

この手数料値上げによる令和7年度の組合会計への影響につきましては、前回の手数料改定時の実績を踏まえ、許可事業者が搬入するごみ量が5%程度減量するものと想定して試算したところ、改定した場合の想定収入額約3億5,800万円に対し、改定しなかった場合の想定収入額が約2億8,600万円となったことから、影響額は約7,200万円の収入増になると見込んでおります。

続いて、家計への影響ですが、両市民の家庭ごみは、ほぼ全てがステーションで回収できております。自己搬入する家庭ごみは引っ越し等の場合に限られておりまして、その量は家庭から排出されるごみ全体の0.5%程度の実績であるため、両市民の家計への影響は極めて限定的であると考えております。

次に、御質問の2点目、名水はだの富士見の湯への熱エネルギーの供給に係る収益についてでございますが、はだのクリーンセンターで発生した熱エネルギーを名水はだの富士見の湯へ供給することは、クリーンセンター建設当時に地元との協定によって決められた地元への還元施策であるため、熱エネルギーを売却するという考え方はなく、組合としての収益はございません。

以上でございます。

○川口 薫議長 今野康敏議員。

○6番今野康敏議員 御答弁ありがとうございました。ごみ処理手数料の値上げに伴う本組合会計への影響額と家計への影響、また名水はだの富士見の湯への熱エネルギーの提供の考え方について理解いたしました。

ごみ処理手数料の値上げについては、市民への影響は少ないとのことでしたが、御理解を深めていただくために、今後も両市と協力して適切に周知していただきたいと思います。

名水はだの富士見の湯につきましては、建設当時の約束事とのことでしたので、しっかりと対応していく必要があると考えます。ただ、両市市民の負担を考えると、少しでも多くの自主財源の確保が求められますので、これまでの組合の常識にとらわれることなく、財務諸表を活用した冷静な分析と柔軟な発想で自主財源の確保に努めていただきたいと思います。

昨年10月議会の際に質問いたしました、本組合の歳入には斎場使用料もございます。近年高齢化が進み、火葬需要が高まる中、新年度予算においては火葬炉増設工事を行うとのことですから、これを機会に斎場使用料についても適宜適切に見直しをお願いいたします。

さて、新地方公会計では固定資産台帳の作成も義務づけられていますが、本組合でもホームページで閲覧可能となっております。資産とはお金を生み出すもので、資産の現状を把握することで、適切な市民サービスの提供と歳入の確保が図れると考えます。はだのクリーンセンターは築13年目となっており、建物自体は価値あって、まだまだ使えるものの、プラント機器設備は減価償却し切っているため、固定資産台帳の簿価は備忘価格の1円となっております。このようなプラント機器設備の状況を見ますと、今後はより一層機器の交換や補修等の費用が発生すると考えますが、はだのクリーンセンターのプラント機器設備の更新等についての考えについて伺いいたします。

○川口 薫議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

御質問は、はだのクリーンセンターのプラント機器設備の更新等の考え方についてでございます。プラント機器設備の更新については、令和7年度に機器の損耗状況などを調査・把握した上で、機器設備の大幅な更新や二酸化炭素削減に資する改良を施すために必要な計画を策定する予定です。そのため、この計画策定を支援するコンサルタント事業者を令和7年度に公募型プロポーザル方式によって決定したいと考えており、工事の仕様書や要求水準書の作成などを長期にわたって行う必要があることから、契約期間は令和7年度から令和9年度までの3か年とし、令和8年度から令和9年度の2か年は債務負担行為を設定しました。

現在クリーンセンターのプラント機器設備は稼働から13年目を迎え、更新時期が近づいていますが、予防保全の考え方に基づく計画的な設備保全を進めることで、機器設備を安全・安心に使用できる状態にするとともに、施設の維持管理に係る総コストの抑制につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○川口 薫議長 今野康敏議員。

○6番今野康敏議員 御答弁ありがとうございました。はだのクリーンセンターのプラント機器設備の計画的な更新等の考え方についてはよく理解いたしました。機器設備の管理を適切に行い、総コストの抑制につなげていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、組合の健全経営を図るためには、分担金を当てるのではなく、いかに経費を抑え、自主財源を確保するかといった、自分たちで経営するという意識と行動が重要だと考えております。

新地方公会計制度による財務諸表を作成、公表することで、将来世代と現役世代の負担の分担は適切な状態なのか、また持続可能な財政状況なのか、効率的な行政サービスを提供できているかなど、様々な視点から財政分析と長期的な視点に立った経営マネジメントが可能になります。財務諸表は組

合の健全な経営のためには欠かせない情報になりますので、国や先進自治体の動向を注視しながら、その有効活用について検討を進めていただくとともに、今後も様々な角度から、歳出を抑えて歳入増加を図る施策を検討し、実行に移していただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○川口 薫議長 以上で今野康敏議員の一般質問を終わります。

これで「一般質問」を終わります。

○川口 薫議長 以上で、この定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで令和 7 年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第 1 回定例会を閉会いたします。

午前 11 時 28 分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

秦野市伊勢原市環境衛生組合議会

議 長 川 口 薫

会議録署名議員 今 野 康 敏

会議録署名議員 山 田 昌 紀